

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 施設管理システム保 守業務委託	10-01:情報 処理	富士通(株)	6,898,986	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 業務システム仮想統 合基盤保守業務委託	10-01:情報 処理	富士通(株)	5,905,105	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
3	大阪市準公営企業会 計システム保守業務 委託	10-01:情報 処理	(株)エヌ・ティ・ティ・ データ関西	3,454,812	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
4	平成31年度大阪市中 央卸売市場情報シス テム保守・運用業務 委託	10-01:情報 処理	日本電気(株)	30,680,640	平成31年4月1日	地方公共団体の物 品等又は特定役務 の調達手続の特例 を定める政令第11 条第1項第2号	W2	適用
5	大阪市中央卸売市場 情報システム軽減税 率対応改修業務委託	10-01:情報 処理	日本電気(株)	3,002,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
6	大阪市中央卸売市場 情報システム新元号 対応改修業務委託	10-01:情報 処理	日本電気(株)	1,706,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
7	大阪市中央卸売市場 本場エレベーター・エ スカレーター設備保 守業務委託	01-02:機械 設備等保守 点検	フジテック(株)	8,704,800	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-
8	平成31年度大阪市 中央卸売市場本場市場 使用料等収納委託	13-26:その 他	大阪市水産物卸 協同組合	6,150,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	G3	-

9	平成31年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪本場青果卸売協同組合	7,130,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
10	平成31年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪市中心卸売市場総合直売協同組合	1,790,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場・配送加工施設エレベーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	三菱電機ビルテクノサービス(株)	7,751,160	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	大阪市中心卸売市場東部市場青果卸棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ(株)	1,827,360	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
13	平成31年度大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪市東部水産物卸協同組合	2,150,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	平成31年度大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪東部市場青果卸売協同組合	1,450,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場施設管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場施設管理システムは、本場・東部市場の施設使用情報をデータベース化し電算処理を行うことにより、市場内業者に対する使用料の計算、請求関係書類の作成等、毎月発生する膨大な事務処理など、本場・東部市場にかかる施設指定・使用許可、各種使用料調定等業務の効率化・迅速化を図るものである。このシステムの安定的な運用は、市場業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼動および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造等を設計し、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの開発業者でありプログラムの著作権を一部留保する富士通株式会社 関西支社に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場総務担当（電話番号 06-6469-7910）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

中央卸売市場業務システム仮想統合基盤は、建設局、港湾局、中央卸売市場の3局共同で導入する大阪市準公営企業財務会計システム及び中央卸売市場が保有する施設管理システム・市場情報システムの3つのシステムを稼働させるための仮想化技術を採用したシステム基盤である。このシステムの安定的な運用は業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼働および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システムの設計及び構築を行い、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である富士通株式会社 関西支社に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場総務担当（電話番号 06-6469-7910）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

大阪市準公営企業会計システム（中央卸売市場事業会計システム）は、収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務の効率化・迅速化を図るものである。このシステムの安定的な運用は業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼動および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システムの構築内容、プログラム内容、データ構造等を設計し、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場総務担当（電話番号 06-6469-7910）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場情報システム保守・運用業務委託

2 契約相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者間を通信ネットワークで結び、受信した日々の市場取引データを加工し、市況情報として当日中にインターネットを活用して市場関係者や広く一般市民へ情報提供しているため、障害などによる停止は市場業務への影響が大きい。従って、十分なメンテナンスを行い、安定稼働を確保し、システム障害の未然防止及び迅速な回復を行う必要がある。さらに、日常運用業務においては、日々、卸売業者から送られるデータについて限られた時間でデータの受信確認から加工までを円滑に行い、定刻に情報提供を行う必要があり、障害発生時には障害情報を収集・整理し、処理データ内容や操作上の問い合わせなどのためのヘルプデスク対応も求められるため、オペレーターの常駐対応が必要である。また、障害監視の一環として、情報センターに設置されている 3 つのシステム及び市場内 LAN に係る機器類の監視について、日常の対応が必要である。そのため、本業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造、卸売会社とのデータ連携の仕組、ネットワーク等に精通していることが不可欠である。

市場情報システムに関する障害発生時の障害原因の切り分けから迅速な対応及び速やかな復旧、障害未然防止策等、システムの安定稼働及び情報センターのセキュリティを確保するため、保守業務と運用業務を一括して本システムの開発業者でありプログラムの著作権を一部留保する日本電気株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場企画担当(電話番号 06-6469-7935)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場情報システム軽減税率対応改修業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者（本市）間を通信ネットワークで結び、オンラインにより収集した日々の市場取引データを加工し、市況情報としてインターネット等により情報発信するほか、取引指導監督等市場業務の効率化を図ることを目的とするものである。

今回の改修は、令和元年 10 月 1 日付けの消費税法改正による税率変更及び軽減税率制度の導入に伴い、軽減税率の適用品と適用外品が混在する市場取引データを市場情報システムで受信・集計を行うためのものであり、現行のシステムでの業務内容、プログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知している必要がある。

よって、本システムの開発及び保守者である日本電気株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場企画担当（電話番号 06-6469-7935）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場情報システム新元号対応改修業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者（本市）間を通信ネットワークで結び、オンラインにより収集した日々の市場取引データを加工し、市況情報としてインターネット等により情報発信するほか、取引指導監督等市場業務の効率化を図ることを目的とするものである。

今回の改修は、令和元年5月1日付けの新元号施行に伴い、市場情報システムにて現在公開している各種帳票データの和暦表示部分について、新元号への表示変更を行うものであり、現行のシステムでの業務内容、プログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知している必要がある。

よって、本システムの開発及び保守者である日本電気株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場企画担当（電話番号 06-6469-7935）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本保守委託は市場東棟、関連棟及び配送加工棟に設置しているエレベーター・エスカレーター設備の保守点検並びに緊急時の故障対応を行うものであるが、当該設備はすべてフジテック株式会社が設計・施工したものである。

したがって、当該設備の保守点検並びに緊急時の故障対応については、製造者独自の規格を熟知しているとともに純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該エレベーターの製造者であるフジテック株式会社のみが有している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市水産物卸協同組合

3 随意契約理由

納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪本場青果卸売協同組合

3 随意契約理由

納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市中央卸売市場総合直売協同組合

3 随意契約理由

納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場・配送加工施設エレベーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は仲卸売場棟・配送加工センター棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要がある。また、点検整備にあたっては、構造及び制御方式が精密で複雑なため製造業者の純正部品が必要であり、同設備の保守管理については、製造から点検整備までを一括で行なった方が、故障の際に迅速かつ確実に復旧できる等信頼性が高くなるなど、上記の安全確保に大きく寄与するものである。

当該エレベーターの製造業者である三菱電機株式会社は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に委譲している。

よって、当該設備の維持管理・安全性を確保するための保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場青果卸棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は青果卸売場棟・仲卸売場棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要がある。また、点検整備にあたっては、構造及び制御方式が精密で複雑なため製造業者の純正部品が必要であり、同設備の保守管理については、製造から点検整備までを一括で行なった方が、故障の際に迅速かつ確実に復旧できる等信頼性が高くなるなど、上記の安全確保に大きく寄与するものである。

三精テクノロジーズ株式会社は、本設備を施工し設備の補修工事、修繕等を行っており上記の条件を満たしている。

よって、当該設備の維持管理・安全性を確保するための保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ株式会社と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市東部水産物卸協同組合

3 随意契約理由

納入義務者は、各業種別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

よって本委託は、根拠法令に基づき随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場業務管理担当（電話番号 06－6756－3901）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪東部市場青果卸売協同組合

3 随意契約理由

納入義務者は、各業種別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

よって本委託は、根拠法令に基づき随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場業務管理担当（電話番号 06-6756-3901）